

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月15日認可した。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）桑崎池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）桑崎1号地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大野北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北新開線地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天神上地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大僧池地区